



平成29年6月29日

MFJ公認競技主催者およびエントラント 各位

一般財団法人

日本モーターサイクルスポーツ協会

技術委員会

## 技術仕様の規則の運用解釈および運用について

2017年度 国内競技規則書 技術仕様の下記項目の運用解釈と予告事項とする。

### 1. ラジエター / オイルクーラー

適用クラス : JSB 規則条項 : JSB1000 7-15-3 の補足

ラジエター・チューブの変更は認められる。オイルクーラーのオイルライン（ホースおよびコネクター）は金属強化構造のもので、ネジ等で確実に固定され圧力が上昇しても抜けない構造であること。  
ホースを差し込んだ状態でバンドのみで締め付ける方法は使用が禁止される。

特別対応 : BMW / S 1 0 0 0 R Rにおいて、公認車両（市販車）のオイルクーラー・オイルホース及び取り付け方法を一切変更しない状態で使用する場合に限り、オイルクーラーのオイルラインをホースバンドで固定する方法を認める。

オイルクーラーまたはオイルラインを変更する場合には、JSB 1 0 0 0 技術仕様「7-15 ラジエター / オイルクーラー / 7-15-3 項」に合致していかなければならない。

### 2. JP250 関する規則の解釈

① JP250 7-3-29-2 ラムダクト（ラム圧）付の車両 補足

\* ラムダクト（ラム圧）付き車両のフェアリング形状について

JP 250 クラスのボディーワーク（フェアリング、ウインドスクリーン、エアダクト）のうち、フェアリングについては外観の変更も認められるが、カウル前方に空気が抜ける穴を設ける場合は、穴の後方のダクト状の壁（ベロ状の板）の長さは 5 mm 以下であること。（別紙参照）

ラムダクトへの導風を目的とした穴は禁止され、前方から水平に観てエアクリーナー吸気ダクト入口とラップする位置に穴がある場合は、導風目的と判断される。

② ウオーターポンプ・ドレンチューブの取り扱いについて

\* C B R 2 5 0 R R は公認車両（市販車）の状態で、ウォーターポンプにドレンチューブが装備されているが、装備の目的が外観上（シリンダー回りの汚れ防止）の理由であり、ウォーターポンプ自体は他の車両と構造上差異がなく安全上の問題は無いと判断された為、ドレンチューブを取り外す事が認められる。

### 3. 2次カバーに関する予告事項

J-GP3 と JP250 の 2 次カバーの保護範囲が以下のとおり、来年度の規則に追加される。

該当規則 : J-GP3 10-1-3-4-2 JP250 7-3-15

クランクケース、エンジンカバー類

転倒時に地面に接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは樹脂製（FRP またはカーボン、ケブラー、プラスチック、ジュラコン等）の 2 次カバーによって保護されなければならない。

この全ての 2 次カバーは、厚さ 2mm 以上とし、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されなければならない。2 次カバーの接着性向上のための、必要最低限のエンジンカバーの塗装の剥離は認められる。ただし、フェアリングの延長により接触部がカバーされる場合は 2 次カバーの取り付けはなくとも認められる。

**保護範囲は、オリジナルのエンジンカバーの少なくとも 1/2 以上が保護されていなければならない。**

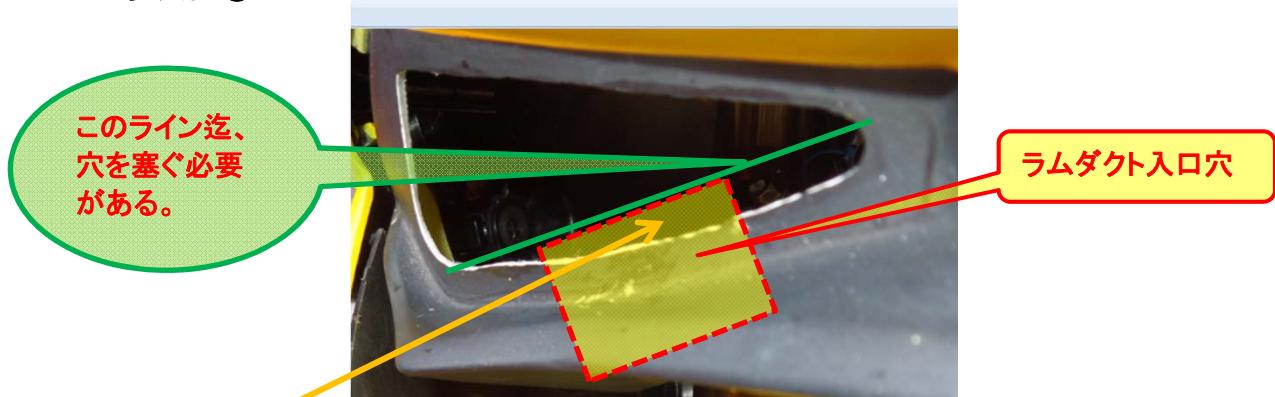
## ラムダクト(ラム圧)付き車両のフェアリング形状について <別紙>

### 1. JP250クラス/ CBR250RRのカウル前方のダクト(穴あけ)形状についての解釈

\* JP250クラスの車両についてはカウルの形状は自由になっており、カウル前方にダクト(空気抜き)形状の穴を開けることは認められている。ただし、ラムダクト(ラム圧)付きの車両については、規則上カウル部分をラムダクトの導風板形状に加工することは禁止されている。(MFJ公示5/17 JP250クラス車両規則の解釈について(2017.5.17参照))

\* CBR250RRに於いて、カウル前方に穴が開いており後方に向かってダクト状に壁(ベロ状の板)が伸びたものが見受けられ、ラムダクトへの導風効果があるのではという指摘がある為、CBR250RRに取り付け可能な、カウル前方のダクト穴について解釈を明記する。(参照図①~②)

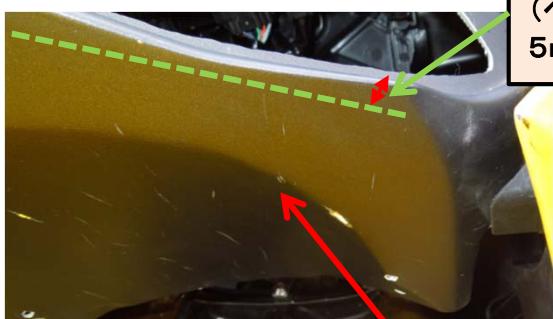
参照図①



前方、水平から見てカウルに開けた穴(ダクト)とラムダクトの入口穴がラップしているものは、導風目的と見なす。

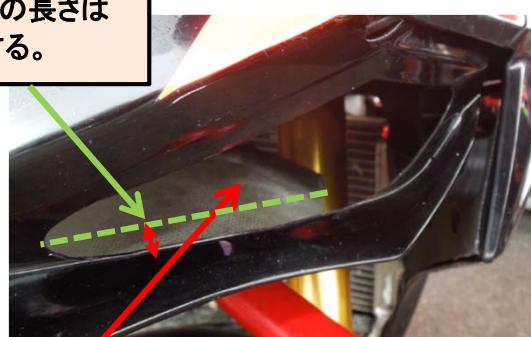
カウル部の穴は、ラムダクトとラップする部分の穴を塞ぐことが求められる。

参照図②-1



設定できるダクト状の壁(ベロ状の板)の長さは5mm以下とする。

参照図②-2



カウル前方に穴をあけて、穴の後方にダクト状の壁(ベロ状の板)を延長することは認められない。

カウルに穴を開ける場合のダクト状の壁(ベロ状の板)の長さは5mm以下とする。

ラジエター用導風板としてカウル下部を延長する場合は、

カウルに穴を開ける事は禁止される。